

平成 20 年度大磯町教育委員会第 4 回臨時会会議録

1. 日 時 平成 21 年 3 月 24 日 (火)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 00 分
2. 場 所 大磯町郷土資料館 研修室
3. 出席者 清 田 義 弘 委員長
澤 愛 子 委員長職務代理者
石 塚 洋 委員
大 橋 伸 明 委員
福 島 睦 恵 教育長
二挺木 洋 二 教育次長
林 正 人 学校教育課長
山 口 章 子 図書館長
國 見 徹 生涯学習課生涯学習班主査
瀬 戸 克 彦 学校教育課総務施設班主査
高 橋 正 寿 学校教育課総務施設班主事
4. 傍聴者 0 名

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、会議が進められた。

- 議案第 33 号 大磯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第 34 号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 35 号 大磯町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
- 議案第 36 号 大磯町教育委員会の所管に係る大磯町情報公開条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 37 号 大磯町教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則について

委員長) 議案第 33 号 大磯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、及び議案第 34 号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、及び議案第 35 号 大磯町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、及び議案第 36 号 大磯町教育委員会の所管に係る大磯町情報公開条例施行規則の一部を改正する規則について、及び議案第 37 号 大磯町教育委員会教育長事務委任規則の一部を改

正する規則については、町組織の変更、職の変更に伴い、教育委員会の組織、職について、関連規則を改正するものでありますので、議案 33 第号、議案第 34 号、議案第 35 号、議案第 37 号について、一括審議したいと思いをします。

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育次長) 議案第 33 号大磯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。まず説明資料の一番最後に組織図がございますので、その組織図の一番表に教育委員会の規則構成が載っています。この組織図にもとづきまして規則の改正、明文化していることとございます。平成 20 年 12 月の議会におきまして町の課等設置条例にもとづきまして、部長制の廃止、組織の変更、事務分担が変わりましたので教育委員会もそれに合わせて組織・事務分担・職の変更をするものでございます。まず、この規則につきましても、組織の構図を変更ということで少し戻っていただきまして新旧対照表資料 2 をご覧いただきたいと思いをします。

石塚委員) その前に、改訂版を配られましたけど、前回と違う所を最初に説明していただきたいと思いをします。

教育次長) 前回お配りしたものでは、担当というところが入っていたと思いをします。子ども育成課〇〇担当を置くということで。その担当がなくなったということで、こちらの組織図には〇〇担当というのは載っていないんですけども。子ども育成課教育総務・教育指導と書いてありますけれども、その辺が最初にお配りした時には、教育総務担当というような名称となっておりました。それを省いたということでございます。それとあと、施設名の中で、2 条の第 3 項になりますけれども生涯学習館、これについて追加で入れさせていただいております。それでは、お手元の資料・新旧対照表、まず第 1 条関係でございますけれども、1 条関係については、ある程度簡略化して説明を設けたということでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の組織を定めるものとするという簡単な文章にしてございます。2 条につきましても、今の組織では班を置くということになっておりますが、事務局に次の課を設置するということに変更しております。今までは 4 課体制、現実的には郷土資料館を兼務しておりましたが、教育委員会としては、学校教育課・生涯学習課・郷土資料館・図書館という 4 課体制でございましたが、今度の改正によりまして 2 課体制、子ども育成課・生涯学習課という 2 課体制でございます。それで子ども育成課の中に、子育て支援室を置くということでございます。課に属する館として、生涯学習課に図書館・郷土資料館・生涯学習館をおくということになっております。それぞれの課の職務分担ということで、事務分掌ということになります。第 3 条につきましても、別表 1 にあります。別表 1 につきましても、子育て支援室については別表 2 になりますので、子ども育成課の子育て支援室を除いた部分についての事務分掌を定めてございます。第 2 項につきましても、子育て支援室の事務は別表 2 のとおりとするということで、これは新たに教育委員会の方に来まして子育て関係の事務は別表 2 にのってございます。続きまして、3 項で別表 3 のとおり

とするというのは、生涯学習課の中の施設、図書館・郷土資料館・生涯学習館につきましては、別表3で定めたと言うこととさせていただきます。別表3を見ていただきますと、それぞれの館の規則の中にうたってありますよということと提示されています。事務分掌につきましては、まずは別表1を見ていただきますと、子ども育成課の子育て支援室を除く部分につきましては、重複している部分もさせていただきますのでその辺の整理と、子ども育成課の(29)学校施設使用に関することがございます。これにつきましては、今まで学校開放等は生涯学習課のスポーツ班の方の事務分担になっておりましたが、持っている施設は子ども育成課のほうで持っておりますので、学校施設使用に関するということと子ども育成課の事務に新たに入れております。

生涯学習課につきましては、スポーツ担当が町部局に移りましたので、スポーツ担当の事務分掌を除いてさせていただきます。それと子育て支援室につきましては、新たに保育園、支援センター、放課後児童対策事業等、児童福祉関係・子育て支援関係の事務が新たに位置付けられてございます。簡単ではございますが、第33号事務局の組織規則の一部を改正する規則については以上でございます。

議案第34号は、大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則でございます。これにつきましても新旧対照表を見ていただきたいと思います。まず、部長制の廃止に伴いまして現行職の設置ということで、教育委員会事務局に教育次長を、課に課長を置くことになっておりますが、部長制の廃止ということで教育委員会としましても教育次長を抜かしまして、教育委員会の事務局の課に課長を置くという、課長が一番トップということとさせていただきます。現行の第3条の2項でいきますと教育次長は、全体の事務局の事務を掌理し教育長を補佐するという職責がなくなりましたので、これにつきましては、教育長の職務代理ということは新しい第3号に移行しまして、子ども育成課長が教育長職務代理、子ども育成課長に事故ある時は生涯学習課長がという職務代理の規定を第3号に明記したものです。逆に課長が上司の命を受けという現行の規則を第2項に入れ替えて明記してさせていただきます。第4条については、担当参事、担当主幹を省いてさせていただきます。これは、町の職と合わせてさせていただきます。担当参事は部長級ですのでこれを除くということで、担当主幹についても今まで担当主幹にはある程度のところを任せるということで担当主幹となっておりますが、今回の職の設置で総務課の方からは担当主幹でなくて主幹でもある程度事務委任をさせる、室長とか主幹、いわゆる今の課長職については事務の一部の権限委譲を任せるということで共通で主幹と言う名称を使っておりますので、教育委員会としても主幹ということで定めております。それと新たに子ども育成課に室ができましたので新しい規則では事務局の課に附置する室に室長を置くということで室長を明記してさせていただきます。あとはそれぞれの職責の業務について書いてさせていただきますが現行と変わりございません。第34号大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則については以上でございます。

続きまして、議案第35号大磯町教育委員会公印規定の一部を改正する規

程についてございますけれど、資料2の新旧対照表をご覧ください。第1条について、現行では町立学校及び学校以外の教育機関となっておりますが、保育所については教育機関ではございませんので学校以外の教育機関及び保育所の公印ということで保育所について追加してございます。それと公印の管理につきまして現行では学校教育課長となっておりますが、これは子ども育成課長に変更になるということでございます。次のページを見ていただきますと、一番下の左から2番目新たに大磯町立国府保育園の公印がございまして、これは教育委員会に新たに入った。逆に現行の一番下武道館印・武道館長印がございまして、これは町部局の方へ行きますのでこの2つを除いて国府保育園の印を追加してございます。公印規定の解説については以上でございます。

続いて議案第36号、これにつきまして新旧対照表を見ていただきますと、現行の第4条に情報公開の請求に対して公開するかどうかという決定を教育次長が専決事項として認知されてございましたが、教育次長の職務がなくなったということで、新の規則では課長の専決事項の中に入れさせていただいてございます。第4条の第4号に行政情報の公開及び非公開の決定事項に関する事ということで入れさせていただいてございます。情報公開条例の規則については、以上でございます。

最後に議案第37号大磯町教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則についてございますが、これについても新旧対照表をご覧ください。ここの第2条第5号でございまして、これは組織改正というよりも法律改正ということで、今まで県費負担教職員の分限、懲戒及び県費負担教職員である校長及び教頭の任免その他の進退についての内申について触れておりましたが、法律改正に伴いましてすべての教職員の任免に関する事を付議事項とするということで5号を変えてございます。それと8号につきましては、職務がなくなったということで教育次長、参事、課長及び課長相当職と書いてございますけれど、これも法律の改正に基づきまして、全体の事務局職員及びその他教育関係職員等の任免を付議するという事で、第8号についても教育長それ以下教育委員会事務局の職員及びその他教育機関の職員等の任免、分限について変更してございます。現行第9号につきましては、管理職以外の職員について任免に関する基本方針の決定ということがございましたが、これについては第5号で県費負担教職員全員の任免についての内申を行うということでこの条文を削除してございます。その入れ替わりに今回教育委員会に対する事務委任と補助執行について付議事項としたいということで追加してございます。先ほど教育長の専決事項の中で、現行では県費負担の校長教頭の内申、それと教育委員会事務局の管理職以外の人事に関する事が専決事項となっておりましたが、これは法律の改正によりましてすべて付議事項とするということで削除してございます。それでこの規則については3月24日ということで、本日から施行して平成21年度の4月の人事異動についてはこの規則に基づいて県費負担教職員については全教職員の内申について御諮して、あと事務局の町費の職員については、人事についてということで課長以下全職員のリストをあげて議案として出したいということでございます。以上簡単ではござ

いますが、議案第 33 号から第 37 号までの規則等についての説明を終わらせていただきます。

(質疑応答)

議案第 33 号

委員長) 量が多いので順番に審議していきたいと思います。まず第 33 号についてお願いします。

石塚委員) 2点お願いします。1点目は、別表1第3条関係子ども育成課のところで、現行の(8)町立幼稚園の園長及び教職員の人事と入っていましたが、新しい規則の方には入っていない気がするが、これは子育て支援室の所にもないですね。支援室が担当になると思うのですが。

教育次長) 人事については、子ども育成課のほうで一括して行います。新の8号で教育委員会所管施設職員ということで教育委員会が所管する施設ということで郷土資料館や図書館がありますけれど、保育所についても、それと今新たに支援センターについても後で出てくるとは思いますけど、支援センターの職員についても、ここで、人事、研修、福利厚生については一括でやるということで規定させていただいております。

澤委員) 幼稚園もそうなのでしょうか。

教育次長) 幼稚園もそうですね。教育委員会所管施設ということで、別表1の8の。

石塚委員) 2つ目は、今まで生涯学習課の中に図書館と郷土資料館だけだったのでなぜ分けなければいけないのかなと思っていたが、今日新しく配られたものには、郷土資料館・図書館・生涯学習館3つ入っていたので、これは別個にした方がいいと理解できました。

澤委員) これまで学校教育課の中に幼稚園も含めて全部やっていたが、幼稚園と保育所は子育て支援室に移ったということが変わったこと。今人事については子ども育成課の別表8に含まれるということが分かったのですが、その他のことで幼稚園や保育園のことで抜けているのではないかと心配です。現行16番の健康診断並びに保健に関すること。児童生徒はそのまま新の15にある。幼児は抜いたわけですね。その抜いた部分が別表2に書いてあればいいのですが、書いてありますか。健康診断・保健に相当するものがあるのか。それから同様に抜けてないかなと思うのが、22番就学並びに転入学。これは幼稚園や保育園でもそういうことはありえる。これに相当するものが別表2にあるのか。それから23番の教育相談に関すること。これは子育ての相談ということもあるのかもしれないがどうなっているか。もう一つ最後に30番の学校安全に関すること。現行では学校に幼稚園も含まれていたと思うが、幼稚園・保育園の安全に関することが別表2には見当たらないのではという気がする。それとも別のところにあるのか。

学校教育課長) 別表2の新しい子育て支援室の3号、管理運営に関することの中でかなりの部分を包括していると捉えている。どこまで細かくするかと新たに作るときに悩んだが、この表現でかなりの部分を含むと考えています。先ほど言われた健康診断、就学、教育相談等を引き続き管理運営の中でやっていく。

教育次長) 課長が今言いましたように、この規則を作るときに教育委員会のほうは法律の改正に伴って細かい業務を設定しておりました。保育園の方はかな

りアバウトだったので、幼稚園については一括して保育園とともにあまり細かく設定するのではなく、管理運営に関することということで総括しました。それと健康診断について、教職員の健康診断については、先ほどの8号の福利厚生等に関することということで一括してございます。あと幼児の健康診断につきましては、幼稚園が保育園の規則に合わせたということで消えてしまったと言うのが実状でございます。

澤委員) 義務教育については法律で定められているものがあるのでそのとおり細かく書いた。今回幼稚園と保育園を別表の中に出したので細かい書き方をせず包括して3号にまとめて含めたつもりであると。実際に、健康に関することとか、学校安全だとか、幼児の相談とか、非常に大事なことなのですよね。それが書いていないから抜けていていいとか、軽く扱われているうちに忘れていってしまいかねない。運用としてはいいかと思うが、何か非常に心配ですよね。幼児の教育は重要と盛んに言われているのに、町はそれを軽視しているように見えてしまう。今の職員の方々は今までやってこられたのでしっかりとやるつもりであるというのは分かるが、先に担当が変わる、これからのことを考えた時にこれでいいのかなと心配である。

委員長) 幼稚園については管理規則というのがあるのか。あるとすれば、その中にある程度いろいろなものが入っているということですよ。

学校教育課長) 管理運営規則は、小中学校と比べてみても同じような内容で出ていますので、そこには管理運営に関することについては細かく書かれています。

委員長) だから、その中で補えるのかなと思ったのですが。いずれにしてもそのあたりは大事にしていかなければいけないことだと思いますので、もし無いようでしたらお考えいただけたらと思います。

石塚委員) 澤委員がおっしゃったように、対比してしまうと何となく幼児は軽く見られてしまうのかなと思ってしまいます。澤委員が指摘した16番の件と、22番が気になる。この二つの部分は1文13番の中にプラスして(1)つけて幼児のことは1行つけた方がいいのではないかと思う。1行つけることによって、小中と対等に見てくれているのだなと、もちろん、事務局としては差別するつもりは全くないと思うが。やはりきちんと書いて支援した方がよろしいのではないかと思う。

教育次長) ご指摘の点につきましては、これをつくる時に見て、保育園の方がかなりアバウトだなと思っていました。ご指摘のとおり児童の健康診断につきましては法律上定められておりますが、再度転記ということで修正をさせていただきたいと思います。

委員長) 現行にあって新に見当たらないものがあるような気がするのですが。まず一つ目が20番の学校教育に係る調査統計に関すること、二つ目が31番の教育行政に関する相談に関すること、がどこかに入っていますか。

教育次長) 調査統計については7番に、教育相談については現行の23番教育相談に関することと31番に教育行政に関する相談に関することとありましたので、新しく21番教育の相談に関することに整理させていただきました。

委員長) 2番の公告式に関することとは何か。

学校教育課主査) 会議などを開催する時に町民に広く知らしめるために掲示板がございましてそこに告示する内容のことです。今回の規則改正についても、

委員の皆様からご承認いただいた後に掲示することになります。

澤委員) 別表2の子育て支援室の1にある幼稚園、保育園とは町立・私立を含めたものを意味するのか。

教育次長) 幼稚園については町立幼稚園の保育料を町がいただく。保育園については町立も私立もなく保育料を町が徴収していく。

澤委員) 3番の町立幼稚園及び町立保育所の意味で書いたのですか。間違えのないように、上の1番と違うのであれば明記した方がいい。それと私立幼稚園の補助金関係は上の別表1の領分になるのですか。私立に行っている人の予算を取ったりしているのですよね。

教育次長) 私立幼稚園の就学援助・助成に関することは明記した方がいいので追加させていただきます。

石塚委員) 組織図で、子ども育成課と比べると生涯学習課の線引きはどうか。上の二つと比べて図書館・資料館・生涯学習館への線は生涯学習課から直接結んだ方がいいのでは。

議案第34号

澤委員) 資料3にある様式は、印鑑をもらう順番のことだと思うが、新しいものになれば当然枠の中にある教育次長などの言葉はなくなるということで良いか。それから文章としては結構だと思うが、新しい第4条で新設の子育て支援室に室長を置くところがあるが、どれくらいの規模なのか。

教育次長) 事務局案が示されているが、室長入れて6名程度。子育て支援センターについては人の配置が無かったが、現在総合支援センターとして新宿に整備中です。22年度に完成予定となっております。直営でやりたいということでそのための職員を1年間位研修するという増となっている。それと幼稚園がこちらに移るので、教育指導の関係の職員が増えるかなというところでは。

議案第35号

委員長) 新旧対照表の8条の5番、事務局の印はあるのか。

教育次長) 実際に使用することはないと思われるし、実在しないので、削除させていただきたい。

石塚委員) 冒頭次長からの説明で保育所は教育機関ではないという話がありました。この第1条に学校教育法第1条に規定する学校、学校以外の教育機関とあるが、教育機関ではなく「関係機関」と記載した方がよろしいのではないかと。

議案第36号

委員長) 特に教育次長の専決事項を課長に移すということでしたので問題はないと思われませんが、よろしければ次に進みます。

議案第37号

澤委員) 第3条現行では1文あるが、改正案には入っていないが。

教育次長) 形式的なミスです。

委員長) 他になければ、質疑を打切って討論を省略したいと思います。議案第 33 号、議案第 34 号、議案第 35 号、議案第 36 号、議案第 37 号について修正がありましたが、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 33 号大磯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、議案第 34 号大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、議案第 35 号大磯町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、議案第 36 号大磯町教育委員会の所管に係る大磯町情報公開条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第 37 号大磯町教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則については、一部修正して原案どおり承認いたします。

議案第 38 号 大磯町体育指導委員に関する規則を廃止する規則について

議案第 39 号 大磯町立武道館規則を廃止する規則について

委員長) 議案第 38 号大磯町体育指導委員に関する規則を廃止する規則について、及び議案第 39 号大磯町立武道館規則を廃止する規則については、平成 20 年 12 月議会で承認されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2、第 1 項の規程に基づく職務権限の特例を定める条例の制定に伴い、スポーツに関する事務は教育委員会の職務権限事務から町長の職務権限事務に委譲されることにより、教育委員会規則の廃止とするものでありますので、両議案を一括審議としたいと思います。

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育次長) 議案第 38 号につきましてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の規程に基づく職務権限の特例を定める条例が 12 月議会で承認されましてスポーツ関係、学校体育を除くということで町に移譲されましたので、この規則を教育委員会の規則から町の規則へ移行するということが教育委員会の規則から除くということです。文言につきましては、資料 2 が今までの教育委員会での規則、資料 3 が新しく町に移った際の規則でございます。何が違うかと申しますと、教育委員会という文言が町長ということに変わっております。教育委員会の規則を廃止して、町が新たに規則を制定するということでございます。

続きまして、議案第 39 号につきましても同様に、教育委員会で管理していた武道館を町のほうで社会体育施設として管理していくというものでございます。これにつきましても、教育委員会規則では申込等の際には教育委員会に提出ということが、町の規則では町長に提出となっております。両方とも新しい条例に基づいた事務分担が町に移行したことにより教育委員会の規則を廃止したというものでございます。以上でございます。

(質疑応答)

委員長) 町部局に移るということで特に問題はないと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員) はい。

委員長) 次に議案第 39 号の方も、教育委員会から町部局へということですが。

澤委員) 文言が教育委員会から町長へ変わると言うことですが、一つそうではないものがある。第 4 条は館長が定めるから町長が定めると変わっている。館長は 4 月以降もおられるのですか。いなくなってしまうから町長ということであればいいのですが。

教育次長) 館長については条例で館長を置くと定められているので、町に移ってもスポーツ健康課が管理しますので、たぶんスポーツ健康課で兼ねると。現行では和田課長が兼ねておりますので、町のほうへ移ってもスポーツ健康課長が武道館長ということで位置づけられると思われま。

委員長) 他にございますか。それでは、質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第 38 号及び議案第 39 号について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 38 号「大磯町体育指導委員に関する規則を廃止する規則について」及び議案第 39 号「大磯町立武道館規則を廃止する規則について」は原案どおり承認いたします。

議案第 40 号 大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

図書館長) 議案第 40 号説明資料に基づきまして補足説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部改正につきましては、その改正概要の 1 点目としまして町史編さん資料の終了に伴います図書館事務分掌の改正、2 点目としまして館内整理による休館日の追加、3 点目としまして利用者の利便性保障のための本館開館時間の拡大を行うとすることとさせていただきます。改正内容につきましては、1 点目としまして事務分掌におきます施行規則第 4 条第 2 項第 17 号を現行より町史編さん資料の収集及び保存に変更するものです。2 点目につきましては、休日についての施行規則第 5 条第 1 項第 1 号におきまして文中に重複される休日の規程を追加したものです。また、同条第 1 項第 2 号におきまして、毎月木曜日に行っています館内整理のための休館日について、第 1 木曜日が月曜日の振替休日、または、祝日である休日に当たりますときは、館内整理日を第 2 木曜日とするものであります。このことによりまして、本年 5 月の連休中におきましては 5 月 4 日の月曜日、5 日・6 日は休日による開館を行います。そして 7 日の第 1 木曜日が 4 日月曜日の振替の休館となり、14 日の第 2 木曜日に館内整理のための休館を行うものです。3 点目につきましては、利用時間について第 6 条の本館の利用時間を現行

午前9時30分から午前9時に30分早めるものでございます。4点目は、附則におきまして一部改正の施行を4月1日から、ただし、第6条につきましては周知期間を設定するために、また、他の施設との時期の整合性をとるために施行を6月1日からとするものでございます。資料2につきましては、新旧対照表をお示ししました。資料3につきましては現行の規則です。どうぞよろしく願いいたします。

(質疑応答)

石塚委員) 開館時間を30分早めていただくのは非常にありがたいことだと思います。実施が6月1日からと、周知徹底を図るためという理由ですが、いいことですから一刻も早く実施されたいかと思うが。

教育次長) 昨年度公共施設の検討を行った段階で、使用料の話もございまして、その辺の時期と合わせて実施しようということでした。委員ご指摘のとおり、いいことですので4月1日からという話もありましたが、郷土資料館・生涯学習館・ふれあい会館等教育関係の施設全体との関係、あと利用も9時からということで使用申請が2ヶ月前からということもございまして、6月1日から町施設の拡大について実施していこうという改正を行ってございます。以上でございます。

石塚委員) 分かりました。担当は大変ご苦労があると思いますが、利用者は非常に助かる。ありがたいことです。

澤委員) これを支持する発言になりますが、改正されるのはこのとおりで結構だと思いますが、今の図書館の開館時間のことについてですが、数年前までは朝10時からでしたがそれを9時30分から30分早めてもらって、特にお年寄りが多く喜ばれている。それをまた9時に早めるということは、今の利用者のために良いという観点から良い方向性だと思います。6月1日からという理由は今の説明で大体分かりました。もう1点ここに出ていないことで関連のことで、使用料のことですが、しばらく前から使用料の話が出ていましたが、まだこの時点では決まっていなくてよろしいか。

教育次長) まず図書館につきましては、利用料について定義づけがされていまして、今減免で行っています。この減免の見直しをということで、減免の対象をどうするのかということで、統一的な基準を作っていこうということで。その他の生涯学習館や郷土資料館等については有料化していこうということで大筋の方向性は見えていますが、町全体としていつの時期に実施するかということについてはまだ見えていない。教育関係のスケジュールについては、教育委員会にも諮りますし、また、図書館や郷土資料館については運営協議会にも諮っていくのかなど。議会上程のスケジュールに合わせて進めていきたいと思っておりますが、町のほうは、はじめ12月という話だったがだいぶずれ込んでいますが、町長からもいいことは先にとということで、利用時間の拡大を先に実施するということで、利用料の見直しについては今の所確定はしておりません。以上でございます。

委員長) 今の件もそうですが、休日の変更ということですが、利用者の利便性を図るということで開館日が休みでも利用できるということですので大変い

いことではないかと思えます。いろいろと努力していただいております。ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。他にご意見ありませんでしょうか。では、質疑を打ち切りまして討論を省略し、採決に入ります。議案 40 号について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 40 号「大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案どおり承認いたします。

議案第 41 号 大磯町生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育次長) 生涯学習館につきましても、利用者の利便性を図るということで何とかできないかと検討いたしまして、毎週月曜日を休館としておりますが、特に毎週月曜日を休館とするさほどの理由もなかったということで、需要が非常に多い施設ですので、拡大していこうということで、はじめは月曜日全日休館ということでしたが、施設点検や工事清掃等が入ってくるので月に 1 回だけの月曜日休館ということで改正させていただいております。これにつきましても利用者に休館日を移せないのかと相談いたしました。現状でも月曜日休みということで、各団体各曜日で利用日が決まっております。月曜日はあてにされていないので月曜日がいいかということで。あと、ふれあい会館も同じような団体が利用しますので、ふれあい会館につきましても同じように月 1 回の休館日にしていこうといことで、それが同日の休館は避けようということでふれあい会館は第 2 週の月曜日を、生涯学習館は第 4 週を休みにすることでどちらかは利用できるということで調整も可能ということで改正するものでございます。以上です。

(質疑応答)

石塚委員) この件につきましても、開館時間を増やしていただけるということは利用者側にとって非常にありがたいことです。最近大磯を訪れる方が年々増えてきているが、そういう矢先に吉田邸が全焼失してしまい残念ですが、また逆に郷土資料館の位置づけと言いますか役柄が一段と大きくなっていくのではないかなと思えます。これも担当館の方々が大変だろうと思われませんが、一つ大磯を訪れる皆さん利用者にとっていいことなのでぜひ進めていただきたいと思えます。吉田邸の焼失は残念無念であるわけですが、安全体制に気配りが十分だったのかと、100%十分な体制というのはなかなかつくれないと思えますが、郷土資料館の安全対策もより一層深めて・・・郷土資料館も含めて生涯学習館も安全対策を十分に採っていただければと思えます。

委員長) 火災だけではないですが、安全対策というのは非常に大事で、いざという時にさっと対応できるのは大事かなと。学校の場合は訓練とか普段行っ

ておりますが、こういう館の場合は実際皆さんが入った中での訓練というのはなかなかできないわけですね。人的なものもそうですし、建物の維持管理も含めて安全対策を十分とっていただければと思います。

教育次長) 吉田邸の関係で大磯町としましても吉田邸を文化財指定をしてはございませんでしたけれども、昨年度滄浪閣を文化財指定しまして、それについても急遽電話で次の日に安全面と警備員について十分配慮をお願いしますという連絡を入れた。昨日になって電話だけではなく文書を出そうとしていたところ県教育委員会からも文化財についての防火体勢の強化ということで通知がありましたので、県教育委員会と町教育委員会を併せた形で文化財の所有者に対して通知を出させていただきました。町所有の鳴立庵や藤村邸につきましても文化財指定してございますので担当課の方に十分注意していただきたいということで通知を出させていただきました。以上でございます。

澤委員) 生涯学習館については、利用が高まっている中での利用者がいる時の安全の問題。例えば、学校では避難訓練があるが、生涯学習館についてもよく利用されている方が利用されている時などに避難訓練といたしますか、そういうのを実施することで住民の方にも意識を持ってもらえるし、プラスになるのではないかと今伺っていて思いました。それとこの議案につきましては、利用の拡張をすることということで結構だと思いますが、ここの運営についてですが、館長は生涯学習課長が兼務しているようですが、それ以外の運営をどういうふうにするか、開館日を広げればどなたかがいる格好になると思いますし、町の職員がどれくらいやっていて、それ以外の方がどれくらい携わっているかを伺っていませんでしたので、その辺を説明していただければと思います。

教育次長) 避難訓練につきましては、町で総合防災訓練がございまして、全体の中では運動公園で実施し、今年は学校では避難所訓練ということで実施しました。各施設につきましても、利用者とともに避難訓練等を実施しております。これは、消防の方からもある程度避難訓練を義務付けられておりますので、各施設についても避難訓練等を実施することになっております。運営については、生涯学習館は貸し館的なもので位置づけております。それで利用日の拡大ができないかということで、職員を配置している施設はなかなか全日開館というのは難しい。生涯学習館につきましては、今の所年間2万件近くの利用がございまして、貸し館的なものを主体に町の生涯学習講座の事業展開も図っていくということで、メインは皆さんの生涯学習の場の提供という形で位置づけておりますので、できるだけ月3日年間で36日ですが拡大したいということにしております。

澤委員) 事務室ですか、そういうところにはどういう立場の方、費用面のことでございますか。

教育次長) 昼間につきましては、町で採用した臨時職員が休日についても受付等をしております。夜につきましては、施設の中に含めて5時から9時まで委託で対応しております。昼間は5人の臨時職員でローテーションを組んでおります。予算につきましても開館日が増えた分を、臨時雇賃金と委託料を増額することで対応する予算を組んでございます。

石塚委員) 生涯学習館の駐車場が整備され、非常に綺麗になった。利用者側から見ると、以前は雨の日などには水溜りができたりして困っていたが、非常にありがたいと言う声が上がっている。逆に、芝生もいいねという話もあり、芝生はなくなってしまうのかという声もある。芝生も以前ガールスカウト等がトレーニングの場として使用されていたが、あれは残していくものなのか。駐車場もありがたい、芝生もありがたいということです。

教育次長) 生涯学習館の駐車場整備につきましては、まちづくり交付金という補助金を使用しました。生涯学習館だけではなく、そこを拠点として高麗山の散策とか、要はビジターセンター的な要素も加えていきたいということでハードとともに高麗山の植物に関するパンフレットも作成しまして、ある程度ハイキングコースも整備して学習館を一つの拠点として位置づけようとしております。芝生についてもグランドゴルフ等での利用もあり、地元の意向もありますので広場として残し、できればベンチなどをおきたいなと思います。位置づけは、学習館の利用者だけではなく、駐車場を利用したパークアンドウォークということで考えました。

石塚委員) 利用者の皆さんには、いずれ有料になるのだろうかという、お金を取られてもありがたいねという声があります。パークアンドウォークという計画も新たに加わるということで、これからさらに活性化できると思います。

委員長) 年間 36 日と言われましたが、利用者から見ればありがたいことです。他に何かありますか。それでは、質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第 41 号について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 41 号「大磯町生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案どおり承認いたします。

議案第 42 号 大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育次長) 郷土資料館につきましても、先ほどの 2 館と同様に検討してまいりました。研修室の開放について有料化に合わせた形で検討しておりましたが、諸施設の開館・終了時間について統一した方が良いのではないかとということで、郷土資料館につきましても、整合性をもたらすために 4 時 30 分の閉館時間を 30 分ずらして 5 時ということで、公園の方も駐車場も 5 時で問題ないということで 5 時に設定しました。開館日の拡大については、学芸員等常駐しておりますので、365 日開館してしまうと職員の週休 2 日のやりくりができなくなってしまいますので、今 1 日休んでいます、6 日の中であとの 1 日を調整しております。週 1 日の閉館はそのままにして、開館時間についてだけその他の施設にあわせて 9 時 5 時という形に改正してございます。

(質疑応答)

石塚委員) 開館時間の延長は利用者側から見るとありがたいことなので、ぜひ進めていただきたい。関係者の皆様にはご苦勞をおかけするがお願いしたい。せつかく、大磯を訪ねる方が多くなってきている。国道1号線を吉田邸から城山方面を目指してくる。資料館の特別企画が昨年度から頻繁に展開されているので、どちらかという城山公園に入って歩いているうちに、ここに入って特別展を見るという偶然に見るといふ人も少なからずいる。郷土資料館もこれから契約が必要になってくると思いますが、観光ルートというか国道1号線から入ってくるルートが正規のルートと認められているのであれば、あそこから入る案内板がほしいと思う。あちらからだと郷土資料館にすぐ直結する。駅裏から歩いてくる人は結構知っている人。知らない、大磯を初めて訪れる人は、地福寺から出てきて嶋立庵、藤村邸を見て国道1号線沿いに来る。ですから、このルートがあればいいと思う。それと安全対策といひますか、火災防止対策をよりしっかり進めていただきたい。

教育次長) 確かに案内板についてはなぜないのかと私も思う。設立当初近隣住民からあまり公表しないでくれという話があったようです。近隣と調整したと言うことのようにです。

石塚委員) 世界遺産に登録されると地元にはありがた迷惑だと言う声もあるので、地元のご了解をいただかないと当然いけないのですが、見学者側から見ると何か誘導等があった方がいいと思いますので、検討していただきたい。

教育長) 目立たないですが、少し入った所の路面にかわいいタイルで郷土資料館という本当にかわいくて目立たないのですが・・歩いていけば気づくかもしれないけれど、車では分からないと思います。

石塚委員) こちら側の駐車場は公にされていないのですか。

教育次長) 正門側の駐車場は当時無料だったのですが、今は土日とシーズンで有料となっているので、なかなかこちらの駐車場へ来てと、言いづらいこともあります。

石塚委員) 最近、正面玄関のほうの駐車場はほぼ満車です。特に休みの日は待ち時間も出ている状況です。

教育次長) 看板設置もまちづくり交付金の中に含まれていまして、候補に入っていました。生涯学習館は国道に設置できたのですが、こちらは地元からもあまり、ということで、確かに道路が狭くてすれ違いもできないので。

澤委員) 今の件はしばらく前に作りますという話が出ていましたが、まだできないということが今の説明でわかりました。郷土資料館を作った当初の住民との間にいろいろとあったかもしれませんが、時間も経つてくると状況も変わるといひますので状況を見ながら考えていただきたい。この改正についてはもちろん賛成ですし、城山公園は県のものですが、公園はこれからの季節は夕方とても良い時期になる。5時でも早いぐらいかもしれないが、せめて4時30分から5時に延ばしていただくことは大変結構なことだと思います。職員のことについては、少ない職員で対応していただいているのであまり負担をかけ過ぎない程度で利便性をあげていただけたらと思ひま

す。

委員長) 開館時間が長くなって利用者に対する利便性が上がるということは非常にいいことだと思いますが、勤務時間や勤務の問題もありますので、勤務体制があまり苦にならない程度の中で対応していただければと思います。先ほど生涯学習館は月1回の休みということでした。学習館は委託の関係もありますが、こちらは委託というのはなかなか難しいと思いますので我慢していただいて。いずれにしても努力していただいてありがたいことです。それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決に入ります。議案第42号について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第42号「大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案どおり承認いたします。

議案第43号 大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育次長) 改正理由につきましては、現行の使用許可をしております曜日と今の規則がそぐわない部分の整理と、もう少し分かりやすく開放日・開放施設・開放時間・開放料金等現実の利用に則した規則に整備したと言うものでございます。新旧対照表を見ていただきますと、遊び場開放につきましては、小・中学校の校庭を開放すると現行の規則にありますが、中学校につきましては部活動等がありますので現実開放は無理かなということで、小学校の校庭のみということにいたしました。遊び場開放というのは、平日については5時までは学校の管理下である程度小学校等の校庭を遊び場として開放してもいいと思われれます。法律でも学校の開放が定めもありますので、長期休業中や祝休日については、特に許可は持たないで学校を開放しても構わないのではないかなと思われれます。現実には中学校は難しいので除かせていただいております。それと別表につきましては、アバウトに規定されておりましたのでスポーツ開放については開放施設・開放日・開放時間等細かく定めさせていただきました。スポーツ開放の申請については、教育委員会よりも新設されるスポーツ健康課のほうで対応するという内部的な打合せもできております。規則は教育委員会のほうで持っておりますが、事務的な部分は町長部局の方で携わるということできちんと整備しておいた方がいいということで今回の改正となっております。以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) 改正そのものは結構であろうと思います。スポーツ開放と遊び場開放と歴然と目的と対象も分けているということだと思いますが、スポーツ開放の

対象は個人ではなくて団体でなければいけないということですね。夜も9時まで開放し、利用している方がいる。スポーツ開放に関しては、現在利用料は原則無料で、夜間照明を使用する場合だけ払ってもらっているということですか。電気料のこともありますが、実情に合うようにしていただいて、運用面で今まで問題がなければこれでよろしいかと思います。中学校がだめだということは今聞いてわかりました。それから遊び場開放は、スポーツ開放とは違って個人でも団体でも利用できる。また、事前申請のようなものではなくても利用できる。利用できるのはこの開放日だけですよ、ということですね。幼児・児童とあるのでこれで対象が限定されていると。付き添いの大人は構わないが、大人だけでは対象にならないということではないですか。休日の時は校庭等を誰が見ているのですか。

教育次長) スポーツ開放については、団体が対象で事前に登録していただいております。スポーツと遊び場の違いは、この登録の件とスポーツの場合はその施設を占有使用するということがございまして。占有されている日は、遊び場開放は無理かなと思われまして。利用料につきましては、見直しの中で、校庭は無料ですが、体育館の場合には電気代は負担していただこうかなという検討をしております。現実的には利用者が実質的に開け閉めを行う形で実施しております。学校開放については、規則はこの規則と学校使用条例・夜間照明の規則がございまして。有料化となりますと、これらの1条例2規則を一つにまとめていくということが将来的には考えられます。現段階では、利用実態に合わせた形での改正となっております。遊び場開放の個人に対する許可等は特に取っておりません。許可を取る場合は、占有で使用する場合になります。対象が幼児・児童となっておりますが、現実的には親子で遊んでいることもありますが、これについては特に対応しておりません。大人だけだとご遠慮いただいております。一番問題なことは管理上のことで、休日・長期休業中等スポーツ担当が見ているのかということと現実無理で、だからといって開放しないというのはあまり積極的でないので、管理的にやや問題はありますが、学校開放をしていくという方向で進んでいる状況でございます。

大橋委員) 利用者の弁償責任というのがありますが、この間小学校で実際にあったのですが、壁に傷がついてささくれ立っていたのですが、そういう場合は授業でついたのか、開放でついたのかという見極めは。

学校教育課長) 実際には、月曜日になってそういうことがたまにあります。土日に開放している場合には、団体に問合せをして、もしそういうことが実際にあってこちらにも連絡があれば団体の方で修理等対応してもらいますが、大抵は分からないことが多く、そういう場合には弁償等の責任を負うことがなく、学校を通じて注意を促すしかできない状況でございます。

石塚委員) 昨年度は何回か大磯中学校の校庭で、照明もついて野球の試合か練習をしておりました。5時過ぎていたのではないかと思います。以前から5時までしか使用できなかったのですか。それから、スポーツ振興は町で、かたや教育委員会は学校の責任者となるわけですが、学校開放という両面で線引きが難しい場面が出てくるのではないかと思います。そういう時は子どもの利用を優先することになるのでしょうか。それとも校庭で部活

をしてはいけないということがでてくるのでしょうか。

教育長) すべて学校の使用が優先でございます。

教育次長) 新しい組織との兼ね合いで、いろいろ協議しました。スポーツに関する部分について、施設は教育委員会で持っていますが、受付とか申請等事務的なことはスポーツ健康課で対応していただくよう内部協議しております。その他の利用については、学校の施設管理者として受け付けます。中学校の部活動の関係は、7時から夜間の利用になりますので、それまでに部活動を終えていただいてその後体育館なりグラウンドを開放するというようになっております。

委員長) 分かりやすいように一つの規則にまとめていただいた方が良いと思います。実態を踏まえてということで、これでよろしいかと思えます。小学校の校庭の利用につきましては、子どもの利用を優先した遊び場開放が望ましいと思います。実際には日曜日等にはサッカーや少年野球が使用していますが、事故等がないように運営していただけたらと思います。

石塚委員) この開放する日と指定しているのは、小学校の校庭については土日休日に限って9時から5時まで、体育館は火・木・金曜日はこの時間帯で積極的に開放するということですか。

教育長) 先ほど言葉が足りませんでした。一つの例として、土曜日に運動会を学校で行いますが、このような教育活動が最優先ですから、校庭を使いたいと言ってもそれは論外なことです。体育館につきましても、6時から夜間の催し物が学校であるという時には、開放はいたしません。学校で行われる教育活動を最優先としていますということでございます。

委員長) それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決に入ります。議案第43号について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第43号「大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」は原案どおり承認いたします。

議案第44号 大磯町社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育次長) 現行に合わせた形ということで、人数につきましては、6名となっていたものを3名と考えております。新旧対照表を見ていただきますと、6名以内ということ平成16年に改正しておりますが、当時生涯学習館の中で講座等の事業展開を図るということで、多くの社会教育指導員を委嘱したわけですが、現在は2名ということで、人権担当と講座担当の指導員ということで2ないし3名程度の指導員で対応できるのではないかとということで3名以内としてございます。勤務日数についても現在1週間に3日とし

ておりますが、柔軟性を持たせて、2、3名で対応していこうということでございます。生涯学習の土日の行事等にも社会教育指導員もお手伝いしていただいております。土日出ますと、3日ですと平日1日しか出勤できないということになってしまいますので、規則改正して柔軟性を持たせた運用ができるようにということでございます。以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) 社会教育指導員は現在人権担当と講座担当の2名いらっしゃる。日常的には生涯学習館に出勤していただけるということですか。どういうお仕事をされるのか。また、勤務を5日以内にするということですが、給料がこれまでと4月以降で変わるのですか。給料体系はどうなっているのですか。

生涯学習課主査) まず、勤務していただいているのは教育委員会の事務室でございます。講座など必要に応じて学習館等に行っていただいております。報酬につきましては、これまで月額報酬で固定給でした。21年度につきましては、日額報酬という形で予算の範囲内で支給・出勤していただくという予定でございます。

委員長) 勤務日数については、基本的に今年度とそれ程変わらないということですね。週3日だったのが、週によって5日になっても1日になっても構わない。トータルでほとんど変わらないということですね。

生涯学習課主査) 仕事の内容についてのご質問につきまして、講座担当と人権担当がございまして、講座担当につきましては、生涯学習課で実施する講座・教室の実施、または講師の選定など企画立案にも携わっております。状況に応じては、講師として直接指導することもございます。社会教育の関係団体の学習の相談や講師の人材登録制度にも関係していただいております。人権担当につきましては、人権教育について、例えば毎年の人権教育講演会の開催及び講師選定、PTAや子ども会の関係行事で人権に関する講座等の講師として出て行く。また、他市町村の情報収集や人権の関係団体の各種講座への参加といった内容となっております。

石塚委員) 今の説明で大体分かりましたが、人数が6名から3名以内に減ってしまうといろいろな生涯学習関連の講座等の多様性がかけてきてしまうと思いましたが、必要に応じて講師を招聘したり、自ら講師となったりと、すべて自分でやらなければいけないということではないので、多様性がなくなるとは限らないと理解してよろしいか。

生涯学習課主査) はい。

委員長) 他に何かありますか。それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決に入ります。議案第44号について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第44号「大磯町社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について」は原案どおり承認いたします。

(休憩)

協議事項第1号 大磯町教育委員会への事務委任及び補助執行について

教育次長) お手元の資料で協議事項第1号を見ていただきますと、町のほうで全町的な組織改正を行いまして、その中の改革の柱であります子育ての窓口を一本化するという町長の公約にもございまして、教育委員会に子育て支援の事務が移ってくることになるわけですが、この事務について教育委員会が委任されるのか補助執行されるのか、町の案について本日協議をしていただいて、明日の定例会では正式に承認いただくこととなります。資料1が町側の教育委員会に対する事務委任・補助執行規則というもので、これは根拠的には地方自治法第180条の2、児童福祉法第32条で、教育委員会に委任することができる法律にありますので、それに基づいて規則を作るということでございます。具体的には、委任事務について第2条にございますが、(1)については、これも以前から財産の取得については町の仕事であるということで、今回新しい幼稚園の取得について教育委員会の仕事ではないが教育委員会と町側で協議して、教育委員会で財産の取得を行うということがございまして、個別の案件で協議をいただいたわけですが、今回から教育財産の取得または処分については町から教育委員会に委任されたということを改めて規則で定めるということです。2号・3号につきましては、従前の規則にもございましたように、教育委員会の所管に属する行政財産の使用料及び手数料の減額や免除等について教育委員会に委任するというものです。それと教育委員会が所管する行政財産の目的外使用、具体的には教職員の学校の駐車場等について、使用料の額決定及び減額、免除については教育委員会に委任するというものです。今回、1号と新たに子育て支援に関する窓口の1本化に関するものとして、保育の実施、放課後児童健全育成事業に関するもの、子育て支援センターに関するもの、私立幼稚園に関するものについて教育委員会に委任したいというものでございます。保育の実施というのは聞きなれない言葉で、法律用語なのですが、保育所のことでございます。ですから保育所のことに関して教育委員会に委任しますということでございます。今まで教育委員会で受け持っていたものと、子育て介護課でもっていた児童福祉の部分を一緒にまとめた方がいいと思われる業務について委任されております。これは、教育委員会という組織に対する委任の部分でございます。補助執行というのは、教育委員会に対してではなく、教育委員会の職員に対して町長の職務権限であるものを補助執行、事務させるというものでございます。それにつきまして、まず子育て支援、児童福祉に係る総合企画に関することということで、これは今ペンディングになっておりますので、後にまわして、2号以下については、ある程度法律によって義務付けられた施設ということで、特に町長の政策的な意味合いが強いということで、事務についても補助執行していくということで掲げられています。具体的には、児童扶養手当や児

童手当は国の制度、ひとり親世帯の福祉、事業としましてはひとり親世帯のお子さんに対する入学祝の支給等がございます。それと、ひとり親家庭の医療費助成、今回も医療費助成の対象の枠を拡大しております。小児医療費助成。これらにつきましては、予算を伴いますし、政策的なものもでございますので、町長の権限において教育委員会職員が事務執行しているものでございます。続いて、青少年問題協議会についても町長部局の仕事で、今までは生涯学習で何の根拠もなく執行していたものを明記したものです。町史編さんも町の仕事でしたが、これについても明記していただいたということでございます。このように線引きをして全体的に教育委員会として執行していくと。町の規則から教育委員会の規則に改めて組み込んでいくと。補助執行については、町の条例・規則の中で事務を進めていくという位置づけになります。児童福祉の関係の規則については、本日の協議と明日の附議の承認をいただいて、町の規則から教育委員会の規則に変更したいということで、本日はこの事務についてのご協議いただきたいということでございます。第3条の第1項、子育て支援、児童福祉に係る総合企画に関することというのがございますが、これは子育てに関する窓口を一貫するということで、委任という話もありましたが、町側の子育てに関する総合計画、母子保健等、教育委員会に委任されている以外のものもあるということで、これらについては、実際は子ども育成課でつくりますが、町の方で中心に執行していきたいということで、補助執行という形で、教育委員会と協議しますが、町長の政策の範囲の中で執行していくということで補助執行と明記されています。あと資料の最後に、イメージとして委任と補助執行について作成してございます。補助執行につきましては、青少年問題、町史編纂、児童扶養手当等ございますが、これらについては各所管で事務を進め、最終的な決裁は町長が行うというものでございます。補助執行に関するこのような事務は教育委員会職員が行っておりますので、教育委員の皆様にご報告していくということでございます。例えば、議会の方でこの関係の質問が出た場合には、子ども育成課長または生涯学習課長が答弁しますが、最終的には町長の答弁となると思われま。一方、委任の方でございますが、教育財産取得であるとか保育の実施や子育て支援センター等がございますが、これらについては全面的に教育委員会に委任ということで、予算が関係いたしますので町側との協議は必要であります。が、決裁、承認・附議についても教育委員会で行うものとなります。この場合について議会等の質問があった場合には、教育長が答弁することになります。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) あくまでも現状において、国からの法律に基づいて、町長の権限に属している事務等の一部について、教育委員会に一部は委任するし、一部は補助執行とするということであって、教育委員会の中の仕事であります町立幼稚園については今までどおりであると言っていると同じであるという基本的な理解でいいですか。

教育次長) 法律で定められている教育委員会の職務権限については現行どおりで

ざいます。学校は当然ですが、幼稚園が子育て支援室で一緒になっても、その事務は教育委員会の職務権限の一部ですから、引き続き教育委員会の中で担当していきます。今までの教育委員会の事務の他に新たに町長の職務権限である事務が教育委員会にきたということでございます。町側とも委任にするのか補助執行にするのかという話し合いを行ってございます。児童福祉の関係を二つに分けたということでございます。

委員長) 2条の第4号の保育の実施、これは保育園の運営のことで、ある程度のごことは教育委員会で行いますということですよ。放課後、これは学童のことで、子育て支援センターについても同様で、私立幼稚園については補助金の話がありましたが、これもすべて教育委員会の中で執行するということですね。それ以外の第3条については町長から委任されて事務を執行していくということですか。具体的には、児童扶養手当や児童手当の事務を教育委員会で扱っていくということですか。

教育次長) 委任と補助執行のすみわけについては、教育委員会と一体で行った方がいいものについては教育委員会にお任せする。すなわち保育についても幼稚園と保育園を縦割りで行うのではなく、保育園と幼稚園の連携という意味でも両方を見た方が良くという事で、教育委員会でまとめて見るということでございます。放課後についても、学童と今の放課後の関係を今すぐにといいわけではございませんが、一体に行っていた方がいいだろうということでございます。子育て支援センターについても全体的な子育てについて教育委員会のほうで一つにまとめて行った方がいいということ。私立幼稚園についても同様で、教育委員会の権限の部分と町長の権限についてのものを1階の方が縦割りでなくて良いだろうということ。補助執行の方は特に教育委員会とあまり関連性がないということで、補助執行で本来の町長の権限の中で教育委員会が対応しようと、しかし、住民にとっては階を分けてしまうと子どもの関係で行ったり来たりということも出てしまうということ。窓口を一緒にするということでございます。

澤委員) 放課後児童健全育成事業は学童保育と最近始まった放課後子ども教室を含むのですか。

教育次長) 事業は制度名のことで、子育て介護課が行っていた学童保育について委任されるということ。放課後子ども教室は、文科省主管の事業で、こちらは厚生労働省主管の事業で通常は学童保育というものでございます。

石塚委員) 幼児それから児童を含めて子どもの育成支援の窓口が一本になったということは、大磯町は本当にいい組織というか体制を作ったなと思います。これをぜひ実りのある組織にしてもらいたい。心配なのは、子育て支援室が教育委員会の組織に入ってきて、上司は一体誰なのかと迷われると自らの力が、組織力が発揮できないという心配もあったが、教育委員会に委任されることと補助執行される仕事の中身が線引きされて、ほっとしている。補助執行の仕事内容というのは、国の法律それから県の条例に伴う町側の受け応えというか体制をどうするかということなので、これは町長の考えもあるでしょう。反面、大磯町独自で企画・立案、新しい事業内容の展開を考えた時には、町側と教育委員会が一体になって共同歩調で進むのだろうが基本原案の作成というか推進は教育委員会で、ということだと思ふ。

むしろ責任が随分大きくなったという気がする。明確になってきたなという印象を受ける。今度の幼稚園の将来構想についても、全面的に教育委員会が背負っていかねばという認識を持たざるを得ないという認識でよろしいか。

教育次長) 子育て支援室については、職員も教育委員会に組み込まれたということで自分が二つの上司がいるという少し戸惑いがあるかもしれないので、この規則をもとに指示する方にもきちんと伝えていきたいと思ってございます。子育て支援室の中で来年度に向けて今既に動いていますが、この間お示した子ども次世代育成行動計画でございますが、これについてもどちらが推進するのかという議論がございました。教育委員会の部分もあるし、全体的な補助執行の部分もあり、子育て支援室で策定はしていくが、教育委員会が委任された部分は委任でやっていきますが、全体的な調整は町側ということで、今は補助執行となっております。総合企画に関することというのはそういう意味で書いてございます。教育委員会が委任された部分については、責任を持ってやっていくと。全体的な総括は町のほうでやっていくという位置づけで今の所は考えてございます。

石塚委員) 責任と権限というものは相伴うものですから、権限を持ったら責任を持たなければいけません。

教育次長) あと一つは、福祉の方にも民生委員・児童委員さんというのがありまして、児童委員さんは児童のこのような関係に携わりますので、教育委員会の委員さんの権限もあって、あまり児童福祉の分野について全権をとまでないで、ある程度委任された権限について責任を持ってやっていくということで解釈しております。権限を越えない部分で、委任された事務については責任を持ってやりますということで、その範囲を超えないでやっていくことを書いてございます。その調整役は、教育委員会ではなく町長のほうに委ねると書いてございます。

澤委員) 今のお話の民生委員児童委員については、その言葉が何も載っておりませんが、今までは福祉と協力されていたということですか。児童担当の民生委員の方は、上も下も絡むと思いますし、極端な例で言えばいわゆる児童虐待ですとか、そのようなイメージがこの中のどこにあたるのか。4月から始まった後に、漏れが分かり民生委員の方達が困ってしまうような、無責任な空白地帯ができてしまうということが一番問題でしょうし、今後の子育て支援、児童福祉、それから総合企画に関する事等、すごく重要な内容、他の補助執行とレベルが違いすぎますよね。こういう書き方でいいのかどうか分かりませんが、石塚委員が先ほどおっしゃったように、就学前の子どもを育てるとか教育するということが今の時代ものすごく重要なことなのに、日本は国レベルですとずっと無責任な対応をしてきたものを大磯町ではこのように省をまたいだ所でやっていこうということは大変結構なことだと思いますので、いい先駆けをしないといけない。しかし、悪い先例とならないように。その時に、2条は大変だけれどこのままで、ポイントの3条の1をどのように明確化して、位置づけを共通に明確にしておかないと、後でトラブルというか相互の認識が違っていたとなりがちかなと思いますので、心配なのはこの中身です。他はこれでやるというのであ

れば、そうかなと思います。

教育次長) 児童委員さんの範囲については、児童福祉法による援護、児童虐待等の関係があると思われるということで、児童委員さんについては補助執行という形で残してあるということでございます。3条の1号子育て支援と児童福祉と書いてございますが、子育て支援ということは上の方の、児童福祉は補助執行という形で、それを合算したものをまとめるところは、2号以下は具体的な事務の補助執行で、1号はあまりにも多すぎて補助執行なのかどうかということがございますので、そういう指摘もあったということで企画と協議したいと思います。

石塚委員) 1号はこの前担当の方が来て説明してくれた分厚い「次世代育成計画」がありましたが、あれが基本なのですか。あれをどうやってブラッシュアップして実践していくかということなのでしょうね。あれが、かなり長期スパンで考えて作られているわけですから、いかにブラッシュアップして、いかに実践していくということなのだろうかと私は理解しておりますけど。

教育次長) 具体例のほうがいいでしょうか。

石塚委員) 総合企画と言われても何をどうやるのか。結局は、「次世代育成計画」のブラッシュアップと実践だろうかと思います。

教育次長) 委任に関する部分は、教育委員会でやると思います。それを合致した計画を作っていくという意味合いで。

石塚委員) 補助執行となるとかなり具体化していかないといけない。

教育次長) 具体例のほうで、策定に関することは子育て支援室で作るのだけれど、教育委員会に委任された部分ではなくて、中心的には町長部局でやっていくのだと。

石塚委員) だとすると、この前説明いただいた子育て、フルネームは忘れてしまいましたが、次世代育成計画書がありましたよね。あの名前の方が具体化すると思いますよね。

委員長) その辺を調整ということで

教育次長) 企画と調整して、この後差し替えをさせていただきます。

石塚委員) 保育園に入りたいという時に、児童委員が推薦書を書きます。ですから保育園に入園できればいいのですが、定員がいっぱいで待機児童になってしまった、けど保護者としては、子どもを預けないといけないという時に間に入って活動してくれると理解しています。それだけではないと思います。今度の新しい分野を、教育委員会が引き受けるとなると、事務局としては民生委員の皆様と対話というか、そういうものを積極的にやっていかれた方が、むしろ円滑に進められるのではないかと思います。

教育次長) この規則の改正と権限委譲の関係があるときに、教育委員会のほうは体協ですとか青年団の団長と話をして、福祉側にも民生委員児童委員さんにもそういった流れがあるという説明をしておいてくださいという話はしておいたのですが。福祉の方で民生委員児童委員協議会という毎月定例会を持っておりますので、その中にも入っていくのかなということで、4月早々にもそういった話をしていくのかなと思っております。先ほどの民生委員児童委員さんの方は、個別ケースが主な職務でございまして、相対的な政策審議等は別の委員さんがやっておりますので、それについては、教育委

員会の補助執行の中でも明記してかなければならないので、定例会等に子育て支援室長あたりは連れて行かなければならないのかなと思っております。

委員長) すいません。大分時間も過ぎておりますので、もしなければこの辺でよろしいでしょうか。各委員からご意見いただきましたけれど、次回の定例会において附議議案として提出されるということですのでよろしく願いいたします。それでは、大変遅くなって申し訳なかったのですが、本日の審議はこれで終了いたします。これをもちまして平成20年度大磯町教育委員会第4回臨時会を閉じさせていただきます。本日は本当に長い時間ありがとうございました。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 21 年 4 月 15 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____